

熊本県立大学学術リポジトリ運用指針

平成28年3月9日

学術情報メディアセンター運営委員会制定

(趣旨)

- 1 この指針は、熊本県立大学（以下「本学」という。）において運用する熊本県立大学学術リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の運用指針を定めることを目的とする。

(定義)

- 2 この指針において「リポジトリ」とは、本学において作成された電子的形態の教育・研究成果を収集、蓄積、保存し、学内外に無償で発信・提供することにより、本学の学術研究の発展に資するとともに、社会に貢献するためのシステムをいう。

(管理・運用)

- 3 リポジトリの管理・運用は、熊本県立大学学術情報メディアセンター図書館（以下「図書館」という。）において行うものとする。

(登録者)

- 4 リポジトリに成果を登録できる者（以下「登録者」という。）は以下に掲げる者とする。
 - (1) 本学に在籍する、又は在籍したことのある教職員及び大学院生
 - (2) その他、学術情報メディアセンター長が適当と認めた者

(登録対象)

- 5 リポジトリへ登録する成果は、以下の要件を満たすものとする。
 - (1) 次に掲げる区分のいずれかに属するものであること。
 - イ 学術雑誌論文
 - ロ 博士論文
 - ハ 紀要論文
 - ニ 研究成果報告書
 - ホ その他、学術情報メディアセンター運営委員会において適当と認めたもの
 - (2) 本学に関わる成果で、登録者が作成もしくは作成に関わったもの、又は本学においてその主要な部分が作成されたものであること。
 - (3) 著作権・知的財産権及び個人情報保護に係る法令及び学内の関連する諸規定を遵守していること。
 - (4) 社会通念上、又は情報セキュリティ上の問題がないこと。

(登録手続)

- 6 リポジトリに登録することを希望する者は、学内における諸手続を経た後、コンテンツを図書館に提出するものとする。

(著作権と利用許諾)

- 7 共著者等の登録者以外の著作権者がある教育・研究成果を登録する場合は、登録者はあらかじめ著作権者の許諾を得ておかなければならない。

- 8 成果がリポジトリに登録された後も、著作権は著作権者の元に留保される。

(教育・研究成果の利用)

- 9 ネットワークを通じて、リポジトリに登録された教育・研究成果を利用する者（以下「利用者」という。）は、著作権法に規定されている私的使用、引用等の範囲を超えて利用しようとする場合、著作権者の許諾を得なければならない。

(教育・研究成果の削除)

- 10 図書館は、以下の場合にリポジトリに登録された教育・研究成果を削除することができる。
 - (1) 登録者から理由を付して削除の申請があり、学術情報メディアセンター運営委員会においてこれを承認した場合
 - (2) 学術情報メディアセンター運営委員会において公開が適当でないと判断し、削除することを決定した場合

(免責事項)

- 11 本学は、リポジトリにおける教育・研究成果の登録・公開あるいは利用によって生じた損害については、一切の責任を負わないものとする。

附 則

この指針は、平成28年3月9日から施行する。